

広島市中区選挙管理委員会告示第6号
令和7年7月2日

令和7年7月20日執行予定の参議院広島県選出議員選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行